

## 特定自動車運送業準備雇用契約の終了又は締結に係る報告書

出入国在留管理庁長官 殿

特定自動車運送業準備基準告示第4条第1項第19号イの規定により、次のとおり報告します。

### ① 報告の対象者

氏名(ローマ字) \_\_\_\_\_ 性別 男・女

生 年 月 日 \_\_\_\_\_ 年 月 日 国籍・地域 \_\_\_\_\_

住 居 地 \_\_\_\_\_  
〒 \_\_\_\_\_

在留カード番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

業 務 区 分 \_\_\_\_\_

### ② 報告の事由(該当するものを選んでください。)

特定自動車運送業準備雇用契約の終了       新たな特定自動車運送業準備雇用契約の締結

  
Aを記入

  
Bを記入

#### A 契約の終了

a 雇用契約終了年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

b 終了の事由

- 01.雇用契約の終期到来
- 特定自動車運送業準備所属機関の都合による終了
  - 02.経営上の都合
  - 03.基準不適合
  - 04.死亡(個人事業主)
  - 05.その他( \_\_\_\_\_ )
- 外国人の都合による終了
  - 06.死亡
  - 07.病気・怪我
  - 08.行方不明
  - 09.重責解雇(外国人の責めに帰すべき重大な理由による解雇)
  - 10.自己都合退職(本人からの申出による退職)
  - 11.その他( \_\_\_\_\_ )

次葉に続く

→報告の対象者(上記①の者)に係る特定自動車運送業準備外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関へ委託していた場合、当該対象者に係る登録支援機関との委託契約も終了しますので、下記cについても記入してください。

なお、下記c欄に登録支援機関との支援委託契約が終了した事実を記載した場合、支援委託契約の終了に係る報告書(分野参考様式第15-15-2号)を別途提出する必要はありません。

c 委託契約を締結していた登録支援機関

委託契約終了年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

登録番号 \_\_\_\_\_

法人番号(13桁) | | | | | | | | | | | | | | | |

機関の氏名又は名称 \_\_\_\_\_

機関の住所 〒 \_\_\_\_\_  
(本店又は主たる事務所)

B 新たな契約の締結

a 雇用契約締結年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 日

b 契約の内容 →雇用条件書(分野参考様式第15-7号)を添付してください。  
雇用条件書は、特定自動車運送業準備外国人が十分に理解できる言語で翻訳した上で、当該特定自動車運送業準備外国人に内容を説明し、当該特定自動車運送業準備外国人が十分に理解したことを確認した上で、当該特定自動車運送業準備外国人の署名を受けてください。

③ 報告機関

法人番号(13桁) | | | | | | | | | | | | | | | |

機関の氏名又は名称 \_\_\_\_\_

機関の住所 〒 \_\_\_\_\_  
(本店又は主たる事務所)

担当者 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_ ※

以上の記載内容は事実と相違ありません。

本報告書作成者の署名/作成年月日

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

注意 報告書作成後報告までに記載内容に変更が生じた場合、特定自動車運送業準備所属機関職員(又は委任を受けた作成者)が変更箇所を訂正し署名すること。

(注)本書中、※のついた連絡先については、報告内容の確認のため、連絡させていただく場合があります。

(記載要領)

【全般事項】

- 1 業務区分については、以下の対応表に基づき記載すること。

業務区分		
トラック運転者	タクシー運転者	バス運転者

- 2 ③の法人番号については、法人でない場合は空欄とすること。
- 3 本記載要領の添付は不要。

【Aを記載する場合】

- 1 ②Ab欄の終了の事由については、雇用契約の終期到来、特定自動車運送業準備所属機関の都合による終了又は外国人の都合による終了のいずれか1つをレ点によりチェックすること。
- 2 ②Ab欄の終了の事由について、特定自動車運送業準備所属機関の都合による終了をチェックした場合、経営上の都合、基準不適合、死亡(個人事業主)又はその他のいずれか1つをレ点によりチェックすること。その他をチェックした場合、内容を簡潔に記載すること。
- 3 ②Ab欄の終了の事由について、外国人の都合による終了をチェックした場合、死亡、病気・怪我、行方不明、重責解雇(外国人の責めに帰すべき重大な理由による解雇)、自己都合退職又はその他のいずれか1つをレ点によりチェックすること。このとき、その他をチェックした場合、内容を簡潔に記載すること。